

鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱の一部改正

鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700043202 号鳥取県県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、測量等業務を<u>鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）</u>第 15 条第 2 項で規定する制限付一般競争及び一般競争入札（以下「制限付一般競争入札等」という。）以外の入札方式である指名競争入札又は随意契約を行う場合に、<u>入札又は見積に参加する者の選定について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）及び入札規則</u>で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(指名業者の選定)</p> <p>第 3 条 発注機関は、<u>鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（以下「制限付要綱」という）第 3 条 1 項で規定する選定区分</u>の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分（以下「業種」という。）ごとに同表の右欄に定める入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）の中から、当該業種に応じて<u>別表第 1 に定める測量等業務ごとの採点により、当該測量等業務の履行に関する指名業者の適格性を採点し、その合計点数の高い順に上位 10 者を指名業者として選定する。</u></p> <p>2 複数の業種からなる測量等業務（以下「複合業務」という。）については、委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とするものとする。ただし、<u>制限付要綱第 3 条 2 項</u>の表の左欄に掲げる業種についてはそれぞれ同表の右欄に定める業種を発注業種とする。</p> <p><u>3 発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会（鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領（平成 22 年 3 月 30 日付第 200900207123 号県土整備部長通知）に基づき発注機関が設置するものをいう。以下「委員会」という。）の承認を得た測量等業務については、前 2 項に定める方法によらず、指名業者の選定を行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 災害復旧や、適期施工等のため速やかに発注する必要があると知事が認めた測量等業務</u></p> <p><u>(2) 業務の内容等からみて特別の理由があると知事が認めた測量等業務</u></p> <p><u>(3) 前 2 項に定める方法によると指名業者の選定が特定の者に偏るおそれがあるとき</u></p> <p><u>(4) 優良な中小業者を積極的に指名する必要があるとき</u></p> <p><u>(5) 県外に本店を有する者（準県内業者を除く。）を指名する場合で、前 2 項の採点により選定することが出来ないとき</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>委託対象設計金額が 100 万円以上 500 万円未満の測量等業務を限定公募型指名競争入札又はその他の指名競争入札に付する場合において指名する業者（以下「指名業者」という。）の選定について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）</u>で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(指名業者の選定の区分)</p> <p>第 3 条 発注機関は、<u>次の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分（以下「業種」という。）ごとに同表の右欄に定める入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）の中から、当該業種に応じて指名業者を選定するものとする。</u></p> <p><u>略</u></p> <p>2 複数の業種からなる測量等業務（以下「複合業務」という。）については、委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とするものとする。ただし、<u>次の表の左欄に掲げる業種についてはそれぞれ同表の右欄に定める業種を発注業種とする。</u></p> <p><u>略</u></p> <p>(指名業者の選定方法)</p> <p>第 4 条 発注機関は、<u>業種ごとに当該業種に係る有資格者の中から指名競争入札に参加を希望する者を公募し、応募条件を具備する応募者を選定するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会（鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領（平成 22 年 3 月 30 日付第 200900207123 号県土整備部長通</u></p>

改正後	改正前
	<p>知)に基づき発注機関が設置するものをいう。以下「委員会」という。)の承認を得た測量等業務については、前項に定める方法(以下「公募型選定」という。)によらず、指名業者の選定を行うことができる。</p> <p>(1) 災害復旧、適期施工等のため直ちに発注する必要があると知事が認めた測量等業務</p> <p>(2) 業務の内容等からみて特別の理由があると知事が認めた測量等業務</p> <p>(応募条件)</p> <p>第5条 発注機関は、公募型選定により測量等業務の受託者を決定しようとするときは、次に掲げる応募条件を設けるものとする。</p> <p>(1) 本店の所在地</p> <p>県内向け公募型入札の場合は、県内に本店を有する有資格者(準県内業者(県外に本店を有する有資格者で、入札規則別表第5の測量等業務の項の右欄に定める条件を具備するため、県内に本店を有する有資格者と同様な取扱いを行うこととした有資格者をいう。以下同じ。)を含む。)であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するものとしてあらかじめ委員会の承認を得たときは、県外に本店を有する有資格者を入札に参加させることができる。</p> <p>ア 特に難易度の高い業務(別表第1に掲げる業務のうち右欄に定めるものをいう。以下同じ。)で、当該測量等業務を適切に処理することができる有資格者で県内に本店を有するものの数が限られる測量等業務であること。</p> <p>イ 県外に本店を有する有資格者を入札に参加させることにつき特別の理由があること。</p> <p>(2) 低価格入札者等の条件</p> <p>次に掲げる者は当該測量等業務の落札者としない場合があること。</p> <p>ア 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知)に定める成果品重点確認入札者</p> <p>イ 鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱(平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知)に定める低価格入札者</p> <p>ウ 鳥取県の各部局が定めた測量等業務に係る要綱等に規定されたア又はイと同義の入札者</p> <p>2 発注機関は、次に掲げる事項に留意して応募条件を設定することができる。</p> <p>(1) 建設コンサルタント登録等</p> <p>原則として別表第2により応募条件を設けることとし、特に難易度の高い業務の場合は、登録部門を設定すること。</p> <p>(2) 技術者の保有等の要件</p> <p>県内の事業所等の常勤の技術者(測量等業務について1年以上の実務経験を有する者をいい、測量士の資格を有する者にあつては実務経験が1年未満の場合も含む。以下同じ。)の保有等の要件は別表第2に掲げるとおりとし、その保有等の状況は、技術者状況調査報告(技術者の保有状況及び当該技術者が有する資格等について、県内に本店を有する有資格者から報告を求めることをいう。以下同じ。)に基づき入札書提出期間の前日までに県に登録されているものとする。</p> <p>(3) 同種業務の実績</p> <p>特に難易度の高い業務の場合は、原則として過去10年間の有資格者の受注実績又は常勤の技術</p>

改正後	改正前
	<p>者の管理技術者、主任技術者、主任担当者又は担当技術者としての履行実績を求めること。</p> <p>(注1) 有資格者の実績については、その認定範囲について対象となる測量等業務の技術的特性を勘案して支障がないと認められる場合にはより小規模なものも含めるなど、弾力的な応募条件の設定とするよう留意すること。</p> <p>(注2) 共同企業体の構成員としての実績については、原則として出資割合が20パーセント以上の構成員としてのものに限るが、その代表者以外の構成員に係る応募条件の設定については、当該共同企業体の代表者に係る応募条件より緩やかなものとする事ができること。</p> <p>(4) 配置技術者等要件</p> <p>ア 特に難易度の高い業務の場合は、原則として配置予定技術者の特定資格、過去10年間の同種業務の履行実績等を求めること。</p> <p>イ 県内向け公募型入札の場合の配置予定技術者及び担当技術者については、技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、県内の事業所等の常勤の技術者を求めること。</p> <p>(5) 県外に本店を有する有資格者の条件</p> <p>第2号にかかわらず、技術者の保有要件は別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>なお、委託対象設計金額が1億円未満の業務（特殊な業務（模型実験、特殊で高度な解析業務、法に基づく環境影響評価等）を除く）の場合は、原則として県内に営業所等（納期限が到来している直前の事業年度において法人県民税、法人事業税の未納税額がない営業所等に限る。）を有することを設けること。</p> <p>3 発注機関は、必要があると認めるときは、前項の規定により設けた応募条件以外の応募条件を付すことができる。この場合において、発注機関は、いたずらに厳しい応募条件を設けることにより指名業者を限定し過ぎることのないよう、真に必要な応募条件に限り設けなければならない。</p> <p>4 発注機関は、前各項の規定に基づき当該公募型選定における応募条件を設けようとするときは、当該応募条件の案を作成して委員会に付議し、その承認を得て決定するものとする。</p> <p>(選定基準)</p> <p>第6条 指名業者の選定は、次に掲げる選定基準（第5号については建築関係建設コンサルタント業務に、第7号及び第9号については建築関係建設コンサルタント業務以外の業種に限る。）について、別表第4に定める測量等業務ごとの採点基準により、当該測量等業務の履行に関する応募業者の適格性を採点し、その合計点数の高い順に上位10者を指名業者として選定するものとする。</p> <p>(1) 応募業者の事務所の位置</p> <p>(2) 県が発注した測量等業務（当該入札に付する業種に限る。次号及び第9号において同じ。）の入札において、指名業者に選定された回数（随意契約に係る見積書の提出を求められた回数を除く。）</p> <p>(3) 県が発注した測量等業務の受注額</p> <p>(4) 県内に常勤する技術者及び実務経験者の数（当該入札に付する業種に限る。）</p> <p>(5) CPDデータ登録者の数</p> <p>(6) ISO認証等の取得の有無</p> <p>(7) 男女共同参画推進企業の認定の有無</p>

改正後	改正前
<p>(不指名)</p> <p>第4条 発注機関は、入札規則第 35 条の規定に基づき、測量等業務の入札参加制限者を指名業者を選定してはならない。ただし、同条の規定に基づく入札参加制限が行なわれるまでの間は、当該入札制限の対象となる者を指名業者を選定することができる。</p> <p>2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者を選定しないことができる。</p> <p>(1) 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者</p> <p>(2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者</p> <p>(3) 業務処理の体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者</p> <p>3 前条の規定に基づき指名業者を選定する場合で、<u>有資格者</u>の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、当該指名業者のうち、同条第 1 項の規定により採点した合計点数の最も高い者以外の者は選定しない。</p> <p>(1) <u>有資格者</u>の社長、取締役等が当該測量等業務の他の<u>有資格者</u>の議決権（会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。）を保有しているとき。</p> <p>(2) <u>有資格者</u>の社長、取締役等と他の<u>有資格者</u>の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。</p> <p>(3) <u>有資格者</u>の取締役（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を含む。以下この項において同じ。）が当該測量等業務の他の<u>有資格者</u>の取締役を兼ねているとき。</p> <p>(4) <u>有資格者</u>の取締役と当該測量等業務の他の<u>有資格者</u>の取締役が同一の会社の取締役を兼ねているとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合で発注機関が認めるものに該当するとき。</p> <p>(指名審査等)</p> <p>第5条 <u>指名業者の選定に当たり、当該測量等業務を所管する課長は、当該選定の案を</u>委員会に付議し、その承認を得て指名業者を選定する。</p>	<p>(8) <u>資格停止等の有無</u></p> <p>(9) <u>県が発注した測量等業務の業務成績評定点</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、発注機関は、次の各号のいずれかの場合に該当するものとしてあらかじめ委員会の承認を得たときには、同項各号に定める選定基準以外の基準に基づき指名業者を選定することができる。</u></p> <p>(1) <u>同時に複数の測量等業務の委託を発注する場合において、特定の者に指名が偏重するとき。</u></p> <p>(2) <u>優良な中小業者を積極的に指名する必要があるとき。</u></p> <p>3 <u>入札規則第 15 条第 2 項の規定により同条第 1 項の表の右欄に定める入札の方式以外の方法により測量等業務の契約を締結する場合で、限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札を行うときは、特別の理由があると委員会から認められた場合を除き、入札に付する業種の有資格者で入札規則第 16 条第 1 項で規定する応募選定条件を具備するものの中から選定するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、発注機関は、指名業者を選定しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を得て行うものとする。</u></p> <p>(不指名)</p> <p>第7条 発注機関は、入札規則第 35 条の規定に基づき、測量等業務の入札参加制限者を指名業者を選定してはならない。ただし、同条の規定に基づく入札参加制限が行なわれるまでの間は、当該入札制限の対象となる者を指名業者を選定することができる。</p> <p>2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者を選定しないことができる。</p> <p>(1) 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者</p> <p>(2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者</p> <p>(3) 業務処理の体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者</p> <p>3 前条の規定に基づき指名業者を選定する場合で、<u>応募者</u>の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、当該指名業者のうち、同条第 1 項の規定により採点した合計点数の最も高い者以外の者は選定しない。</p> <p>(1) <u>応募者</u>の社長、取締役等が当該測量等業務の他の<u>応募者</u>の議決権（会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。）を保有しているとき。</p> <p>(2) <u>応募者</u>の社長、取締役等と他の<u>応募者</u>の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。</p> <p>(3) <u>応募者</u>の取締役（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を含む。以下この項において同じ。）が当該測量等業務の他の<u>応募者</u>の取締役を兼ねているとき。</p> <p>(4) <u>応募者</u>の取締役と当該測量等業務の他の<u>応募者</u>の取締役が同一の会社の取締役を兼ねているとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合で発注機関が認めるものに該当するとき。</p> <p>(指名審査等)</p> <p>第8条 発注機関は、<u>応募者が提出した書類等に基づき応募者の評価を行った上で委員会に付議し、その承認を得て指名業者を選定する。</u>この場合において、当該提出書類に誤記等があったときは、応募</p>

改正後	改正前					
<p>(指名通知等)</p> <p>第6条 発注機関は、指名業者に選定された有資格者に対し、その旨、入札の日時その他入札に参加するのに必要な事項を通知する。</p> <p><u>2 指名業者名及び選定理由については、落札決定後に発注機関の掲示板又は入札情報HPに掲示するものとする。</u></p> <p><u>3 指名業者に選定されなかった有資格者は、発注機関に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。</u></p> <p><u>4 発注機関は、前項の規定により有資格者から説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（鳥取県の休日等を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により当該有資格者に回答するものとする。</u></p> <p><u>(随意契約に係る見積書を提出する者の選定)</u></p> <p><u>第7条 第2条から第6条までの規定は、県が発注する測量等業務の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。</u></p> <p><u>ただし、見積書を提出する者の数については鳥取県会計規則に定めるところによる。</u></p>	<p><u>者は、委員会が認めた場合のみ修正等を行うことができる。</u></p> <p><u>2 発注機関は、応募条件を具備した応募者が1者しかいない場合は、当該公募型選定に係る入札を中止するものとする。</u></p> <p>(指名通知等)</p> <p>第9条 発注機関は、指名業者に選定された応募者に対し、その旨、入札の日時その他入札に参加するのに必要な事項を通知するとともに、指名業者に選定されなかった応募者については、その旨及び理由を入札情報HPに掲示するものとする。</p> <p><u>2 発注機関は、指名業者に選定されなかった応募者から、入札規則第22条第1項の規定に基づき、発注機関に対して書面によりその理由の説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（鳥取県の休日等を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により当該応募者に回答するものとする。</u></p>					
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="143 1074 1146 1110"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1074 2172 1110"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1174 2172 1211"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1275 2172 1311"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>別表第4（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1173 1375 2172 1412"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	略	略
略						
略						
略						
略						
略						

附 則

この改正は、令和4年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。